

お知らせ（令和2年5月19日現在）

民事部（破産再生係）の、令和2年5月18日から同月31日までの事務等は、以下のとおりとさせていただきます。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 新件の申立てについて

申立ての受付は通常どおり行いますが、緊急性のある事件を優先的に処理いたします。緊急性のある事件については、申立ての際、その事情をご説明ください。

2 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日

令和2年5月18日から同月31日までの期間中の破産事件の債権者集会及び免責審尋期日は、延期します。実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。

延期後の次回期日については、別表をご覧ください。

3 連絡先電話番号

破産再生係 0166-51-6134      0166-30-1007      0166-51-6144

(別表)

破産事件の債権者集会及び免責審尋期日の延期後の次回期日について

破産事件の債権者集会及び免責審尋期日については、下記のとおり延期します。延期後の次回期日に時間・場所の記載のないものは、指定済みの期日と同じ時間・場所になります。

記

1 債権者集会

(指定済みの期日)

(延期後の次回期日)

5月20日(水)

全事件につき

→ 8月12日(水)

5月21日(木)

令和元年(フ)第154号

→ 8月6日(木)午後4時30分

令和元年(フ)第155号

→ 8月6日(木)午後4時30分

令和元年(フ)第156号

→ 8月6日(木)午後4時30分

令和元年(フ)第231号

→ 8月13日(木)午後2時40分

5月28日(木)

令和元年(フ)第205号

→ 8月6日(木)午後1時20分

令和元年(フ)第289号

→ 8月13日(木)午前11時00分

令和元年(フ)第290号

→ 8月13日(木)午前11時00分

令和2年(フ)第27号

→ 8月13日(木)午前11時00分

平成31年(フ)第123号

→ 8月13日(木)午前11時30分

令和元年(フ)第245号

→ 8月13日(木)午後2時00分

2 免責審尋期日

(指定済みの期日)

(延期後の次回期日)

5月20日(水)

令和 2 年（フ）第 1 9 号 → 7 月 1 5 日（水）

令和 2 年（フ）第 2 2 号 → 8 月 1 2 日（水）

5 月 2 7 日（水）

令和元年（フ）第 3 3 2 号 → 7 月 1 5 日（水）

令和 2 年（フ）第 7 号 → 7 月 1 5 日（水）

令和 2 年（フ）第 2 1 号 → 7 月 1 5 日（水）

令和 2 年（フ）第 3 2 号 → 7 月 2 9 日（水）

令和 2 年（フ）第 2 6 号 → 7 月 2 9 日（水）